

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第 106 号	登録年月日	令和 3 年 3 月 12 日 (2021 年 3 月 12 日)
申請番号	第 205 号	申請年月日	平成 31 年 2 月 28 日 (2019 年 2 月 28 日)
特定農林水産物等の区分	第一類 農産物類 果実類 (かき)		
特定農林水産物等の名称	甲子柿 (カッシガキ)、KASSHI GAKI、KASSHI KAKI、KASSHI PERSIMMON		
特定農林水産物等の生産地	岩手県釜石市		
特定農林水産物等の特性	<p>甲子柿は、岩手県釜石市甲子町を中心に、伝統製法で渋抜きされた、完熟トマトのような鮮紅色をし、ゼリーのような食感が特長の柿である。渋柿を室 (むろ) の中に入れ、煙で燻す燻煙脱渋法で甘くした柿は甲子柿のみで、その珍しさが評価されている。古くから釜石地方独特の秋の味として親しまれてきた伝統産品である。</p>		
特定農林水産物等の生産の方法	<p>甲子柿の生産方法は以下のとおり。</p> <p>(1) 品種 生産地で栽培した在来種の小枝柿を使用する。</p> <p>(2) 渋抜き 室 (むろ) に入れ、薪などを燃やし、室 (むろ) の温度を 20℃程度に維持しながら、1 週間ほど燻蒸する。</p> <p>(3) 出荷規格 傷害果でないもの。傷害果は、加工品の原材料等にすることができる。</p> <p>(4) 最終製品としての形態 甲子柿の最終製品としての形態は、青果 (かき) である。</p>		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由	<p>釜石市は、東北地方でも比較的温暖で、積雪による枝折れ等の被害が少なく、台風や強風、霜による被害も殆ど無いことから、果樹の栽培に適した環境であり、柿栽培の北限といわれている。</p> <p>全国的に珍しい室 (むろ) で燻す燻煙脱渋法による商品は他に無く、他品種柿を燻煙脱渋しても甲子柿のような色、やわらかさにはならない。渋柿の商業的な脱渋方法は炭酸ガスかアルコールを用い、果実硬度を保ったままで販売されているが、甲子柿の渋抜き後の硬度は、刃物を使用せずとも皮が手で剥けるほどやわらかい。</p> <p>小枝柿 (種無し) は、明治初期に気仙地方からもたらされて以来、生産地で栽培され続けている唯一の品種である。当時、囲炉裏の煙が上がっていく屋根裏に渋柿を並べたところ、渋が抜けて甘くなったことから、甲子柿の生産が始まった。</p> <p>昭和 20 年から、室 (むろ) での燻煙を開始したことにより渋抜き期間を短縮でき、現在の鮮紅色で、やわらかい甲子柿が確立した。</p>		

<p>特定農林水産物等 その生産地において 生産されてきた実績</p>	<p>昭和 20 年から 25 年の間に、地元市場へ出荷を開始し、「甲子柿」の名称で知られるようになった。昭和 63 年から、甲子柿の里生産組合が剪定や肥培管理の指導を継続してきた結果、質・量ともに安定した原料を確保し、平成元年に初の全国出荷を開始した。また同時期、木箱やダンボールにバラ詰めされていた包装形態を統一したダンボール使用に切り替え、個装材も改良を重ねた結果、現在はフルーツキャップを使用し、輸送時の割れや潰れを改善した。ピーク時の平成 2 年の栽培面積は 17 ha、出荷量は 32t であった。</p> <p>平成 14 年には、優良形質を持つ穂木の確保、県種苗センターを通じた増殖、組合員に対する苗木供給への取り組み、および平成元年以降に植栽した樹に対する低樹高を目標とした樹形管理が評価され、岩手県果樹産地づくりコンクール奨励賞を受賞した。</p> <p>平成 19 年には、リコペンやβ-クリプトキサンチンなどの機能性成分含量が他品種より多い分析結果が出され（（財）日本食品分析センター）、六次産業化素材として加工業者からも注目されている。</p> <p>平成 2 年に 90 名いた組合員は高齢化により 19 名まで減少し、平成 30 年の栽培面積は 3.6 ha、出荷量は 10t である。柿の収穫体験、柿室見学学習、スーパー・サイエンス・ハイスクールの一環で甲子柿の研究が行われるなど後継者育成に取り組んでいる。</p> <p>従来、10 月中旬から 11 月中旬までに出荷期間が限られ、賞味期間は常温で約 1 週間であり、日持ちしないことが課題だったが、冷凍貯蔵技術を導入し、冷凍甲子柿は釜石市のふるさと納税返礼品に採用され、通年全国出荷体制も整えた。</p>
<p>規則第 5 条第 2 項各 号に掲げる事項</p>	<p>法第 13 条第 1 項第 4 号ロの該当の有無：該当しない 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－</p>
<p>登録生産者団体の名 称及び住所並びに代 表者の氏名</p>	<p>甲子柿の里生産組合 岩手県釜石市甲子町 8-154 組合長 佐々木 裕一</p>
<p>備考 変更履歴</p> <p>1. [登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名] 変更年月日：令和 4 年 8 月 19 日（2022 年 8 月 19 日） （変更前）登録生産者団体の住所：岩手県釜石市甲子町 2-81 代表者の氏名：組合長 藤井 修一 （変更後）登録生産者団体の住所：岩手県釜石市甲子町 8-154 代表者の氏名：組合長 佐々木 裕一</p>	